

中核的労働要求事項に関する方針声明

当社は、すべての従業員の基本的人権を尊重し、一人ひとりが尊厳を持って安心して働くことのできる職場環境の実現に努めます。

そのため、中核的労働要求事項を尊重し、以下の方針に基づいて事業活動を行います。

1. 児童労働の禁止

当社は、法令で定められた最低就業年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の禁止

当社は、本人の意思に反する労働を強制せず、あらゆる形態の強制労働を禁止します。

3. 雇用及び職業における差別の撤廃

当社は、基本的人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、宗教、障がいその他の理由による不当な差別を行いません。また、嫌がらせやハラスメントなど、人権を侵害する行為を認めません。

4. 結社の自由及び団体交渉権の尊重

当社は、法令に基づき、従業員が結社する自由及び団体交渉を行う権利を尊重し、これらの権利の行使を妨げません。

制定日：2026年10月1日

株式会社 生駒化学工業

代表取締役 生駒 哲也